

2006. 7. 10

総理への御参考

宇田 信一郎

G8 サミットリサーチグループメンバー

G8 サミットと日本のグローバル戦略－2

——国際司法制度改革についてのわが国の提案——

先日、G8 サミットと日本のグローバル戦略－1 をおとどけしましたが、是非、今度のサミットのわが国の提案として、取り上げていただきたい点が、出てきましたので、ここに、アイデアのみ記させていただきます。

武力紛争になるかもしれない問題を平和的に解決するために、G8 諸国がリーダーシップをとって、紛争のある地域たとえば、竹島、尖閣列島、北方領土などは、現在、国際司法裁判所は、両方の当事者の提訴がなければ、審議を開始しません。これを、一方の当事者の提訴でも、予備的な審査、審議をし、最終的でないにしても、裁判所としての見解乃至、予備的裁決を下せるようにすることです。

そうすることによって、途中でも一方の当事者も裁判に参加することが促進されますので、武力によらず、平和的に問題の解決をすることが、促進されますし、もし、他方の当事者が最後まで、参加しないことということであれば、自分自身後ろめたいところがあることを暗黙のうちに認めることとなります。そこで、判決が出て不服であつたり、国際社会に武力を行使するといった状態であれば、自動的に国連安保理で、平和の維持、保全が、決議され、国際機構としての、行動に移れるように、リンクされたシステムを目指して、G8 のリーダーシップで制度構築することが、諸国民の公平な平和と建設的な発展、平和の維持に対する礎となると考えます。

この国際司法裁判所の先取りの役割が、拡充、発展しますと、今度の北朝鮮のミサイルについても、裁きがなされます。たとえば、インドのミサイル発射は、現在の国際法上は、認められるとしても、北朝鮮の場合は、朝鮮戦争以来、国連軍と停戦状態なので、その停戦協定に違反する挑発的行為は、国際法違反ということになると考えられそのことが、全世界に、国際司法的裁決として明確化します。

つまり事後的な判断でなく、武力紛争の事前的予防や、国際社会の迅速な行動開始が、より正当化され、国際社会の正義と法にもとづく平和の維持に役立つと考えます。

以上